

玄海原子力発電所3、4号機の再稼働についての御意見

氏名 上岡 直見（技術士（化学部門）法政大学非常勤講師）

【御意見のポイント】

原子力災害対策特別措置法（原災法）では、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、地方公共団体は原子力災害の予防・緊急・事後の三側面の対策を講ずる責務が定められている。原子力災害における避難とは、単に一定距離圏外に離脱すれば足りるのではなく、いかに住民の被ばくを防止し、かつ避難後の安全を支援するかが重点である。すなわち地方公共団体の責務とは、被ばくを防止するために予防・緊急・事後の対策を講ずることである。この観点から佐賀県の一連の原子力防災施策を検討すると、いずれの項目においても施策の熟度は十分でなく、本来求められる責務に対して実効性を欠く。また原子力災害の特性からして試行しながら改善してゆけば足りるとの方針では有事の際に期待できない。現状では佐賀県は原災法で求められる責務を果たすことが期待できないから、再稼働の容認は疑問である。

【理由】

[原子力災害対策指針（以下「指針」）]

○指針は「緊急時には一般人の年間許容限度をはるかに超える被ばくはやむをえない」との前提に基づき概ね30kmとされるUPZの目安等を示している。指針の内容自体は地方公共団体で定めたものではないにしても、各種施策において指針を前提にただけでは住民の被ばくを避ける責務を果たすことができない。地方公共団体においては当該の原子力発電所の特性や地域の特性を踏まえて住民の生命・財産の保護に自主的な検討を尽くすべきという観点からすると未だ施策の熟度は十分でない。

[避難時間シミュレーション]

○初期的な検討の目安にはなるが次の諸点により信頼性が乏しい。

- (1) 交通上の移動時間を検討したに過ぎず事故の各種進展シナリオに対応した被ばくとは関連づけられていない。
- (2) 客観性がなく選定モデルや担当者により異なった結果になるが国・電力事業者・電力事業者いずれも妥当性について評価していない。
- (3) 試算結果と実績の比較・検証がなされていない、もしくは不可能（全町退避等の実動訓練は困難）である。
- (4) 変動要因が多く、組み合わせとして多数のケーススタディを実施しても活用困難であり、指針とも関連性を有さない。モニタリングにより避難指示を発出する際には何の示唆も得られない。

- (5) モデル上の基本的な制約の一つとして、交差点・分岐点での経路選択について各運転者が完全な情報を有している前提であり現実的でない。
- (6) 自家用車を利用できない住民の移動時間は試算に反映されていない。
- (7) 各々のシミュレーションはあくまで車両の移動時間であり、避難準備時間や集合場所に参集する等の時間は大雑把な想定が設けられているだけである。退域検査の時間も加算されていない。

以上より「いずれが相対的に時間短縮になるか」ていどの参考にはなるが数値として信頼性はない。

[集団移動]

- 自家用車を利用できない住民のバス等による移動について、概略の所要車両数等の試算はあるものの、現実にそれらが手配できるか、放射性物質の到来下で乗務員を手配できるか等について見通しが無い。

[MOX燃料対応]

- 3号機においてはMOX燃料が使用されるが、過酷事故に際して事故の進展シナリオがMOXを使用しない炉とは異なる可能性があるところ、防災計画にその反映がみられない。

[要支援者の対策]

- 各施設において計画を立案することになっているが、辛うじて物理的な移動について初期的な見通しがついた段階である。ことに避難先で設備等に個別の対応が必要な要支援者への対応は不明である。一方で移動リスクを考慮し残留を選択する要支援者の介助には職員等も残留する必要があるが、その支援対策についても不明である。また施設入所者は把握しやすいとしても在宅者の把握、その介助者について、状況の把握や退避確認の対策について検討が不十分である。

[避難訓練]

- 全住民・全事業所の参加は現実に困難であるし事前の想定に基づいて行うことに起因する制約はある程度はやむをえない。しかし参加者からの報告によれば、既に放射性物質が到来している想定下で防護措置がとられていない、避難車両等が訓練前に所定の場所に待機しているなど、可能な限り現実を模擬した内容ではなく、実効性は確認できない。なお訓練は計画の不備を実動で抽出する意義もあるから必要ではあるが、さらに参加者・観察者の指摘を取り入れ改善をめざすべきである。

[ヨウ素剤の配布]

- もとよりヨウ素剤は放射性ヨウ素以外には無効であり実施したとしても効果は限定的であるが、P A Z以外での配布・服用は退域検査に付随して行うとの想定では信頼性が乏しい。